附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、法の施行の日（平成二十六年一月二十日）から施行する。ただし、第二章第四節の規定は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十六年四月一日）から施行する。

（経済産業省関係産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行規則等の廃止）

第二条　次に掲げる省令は、廃止する。

一　経済産業省関係産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十九号）

二　事業再生に係る認証紛争解決事業者の認定等に関する省令（平成十九年経済産業省令第五十二号）

三　株式会社産業革新機構の産業革新委員会の議事録に関する規則（平成二十一年経済産業省令第三十二号）

四　産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法の規定に基づく立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める省令（平成二十一年経済産業省令第三十三号）

様式第一（第10条関係）

特定新事業開拓投資事業計画の認定申請書

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

住　　所
名　　称
無限責任組合員の氏名又は名称　　印

産業競争力強化法第17条第１項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

記

１．特定新事業開拓投資事業計画を実施する投資事業有限責任組合に関する事項
２．特定新事業開拓投資事業の内容及び実施時期
３．特定新事業開拓投資事業計画の実施に必要な資金の額及びその調達方法

（備考）

１．記名押印については、氏名を自署する場合、押印を省略することができる。
２．用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

（記載要領）

１．特定新事業開拓投資事業計画を実施する投資事業有限責任組合に関する事項

⑴　投資事業有限責任組合の無限責任組合員の新たな事業の開拓を行う事業者に対する投資の実績並びに経営又は技術の指導に係る知識及び経験を簡潔に記載する。

⑵　投資事業有限責任組合の出資口数の総数、当該投資事業有限責任組合の無限責任組合員の出資口数を記載する。

⑶　投資事業有限責任組合が実施する特定新事業開拓投資事業に附帯する事業の内容を簡潔に記載する。

⑷　投資事業有限責任組合の無限責任組合員の特定新事業開拓投資事業の実施体制を簡潔に記載する。

⑸　投資事業有限責任組合の収益の目標を記載する。

２．特定新事業開拓投資事業の内容及び実施時期

⑴　特定新事業開拓投資事業に係る以下の事項を記載する。

①　投資先として想定している事業者が実施する新たな事業が属する業種、当該事業の内容及び当該事業の成長発展の段階

②　投資事業有限責任組合の株式の取得価額の総額に対する新事業開拓事業者の株式の取得価額、特定新事業開拓中小企業者の株式の取得価額、特定新事業開拓中堅事業者の株式の取得価額、事業規模の拡大を図る新事業開拓事業者の株式の取得価額のそれぞれの割合として予定している割合

③　投資先の事業者に対して実施する予定の経営又は技術の指導の内容

④　その他特定新事業開拓投資事業の実施方法

⑵　特定新事業開拓投資事業の実施時期は、特定新事業開拓投資事業計画の実施期間（特定新事業開拓投資事業の開始の日から当該特定新事業開拓投資事業の終了の日までの期間をいう。）を年月日をもって記載するとともに、投資事業有限責任組合の存続期間を年月日をもって記載する。

３．特定新事業開拓投資事業計画の実施に必要な資金の額及びその調達方法

⑴　特定新事業開拓投資事業計画の実施に必要な資金の額、その根拠、資金調達を行う時期、出資の募集の対象者並びに出資の応募の状況及び見込みを簡潔に記載する。

⑵　資金の借入れについて法第19条の規定に基づく独立行政法人中小企業基盤整備機構による債務の保証を受ける期待がある場合には、その旨を、借入先金融機関名を示しつつ記載する。

様式第二（第11条関係）

特定新事業開拓投資事業計画の不認定通知書

年　　月　　日

殿

経済産業大臣　名

平成　　年　　月　　日付けで認定申請のあった特定新事業開拓投資事業計画については、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

（記載要領）

法第17条第３項のうち、認定をしない理由を具体的に記載する。

様式第三（第11条関係）

特定新事業開拓投資事業計画の内容の公表

１．認定をした年月日
２．認定特定新事業開拓投資事業組合名
３．認定特定新事業開拓投資事業計画に係る特定新事業開拓投資事業の内容
４．特定新事業開拓投資事業の開始時期及び終了時期

（備考）

用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とする。

（記載要領）

１．「３．認定特定新事業開拓投資事業計画に係る特定新事業開拓投資事業の内容」中、認定特定新事業開拓投資事業組合の事業上の秘密に該当する部分については、これを公表の対象として記載しない。

２．「４．特定新事業開拓投資事業の開始時期及び終了時期」中、特定新事業開拓投資事業の終了時期は、投資事業有限責任組合の存続期間の終了の日とする。